

## 産業廃棄物処分業許可証

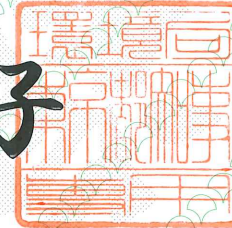
住所 東京都大田区城南島三丁目2番14号

氏名 株式会社フューチャー・エコロジー  
代表取締役 辻 敏光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成31年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 3月31日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(いずれも廃家電、廃OA機器、電子部品、通信機器及びこれに付帯する装置に限る。)

(以上3種類)

## 2 事業の用に供する施設

大田区城南島三丁目2番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	6.96(t/日)	-----	平成27年3月15日	産施270号	平成27年2月24日
破 砕	廃プラスチック類	4.96(t/日)	5.78(t/日)	平成24年5月7日	-----	-----
	金属くず	5.78(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.66(t/日)				

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時30分から21時30分までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成16年 4月 1日 新規許可

平成31年 4月 1日 更新許可 第3回

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

